

市区が採用・開発したシステムの所得設定誤りによる 後期高齢者医療保険料の過誤納及び給付金過少給付に関する対応について

このたび、一部の市区が採用・開発したシステムの設定誤りにより、後期高齢者医療の保険料の過誤納及び給付金の過少給付が生じていることが判明しました。概要は下記のとおりです。

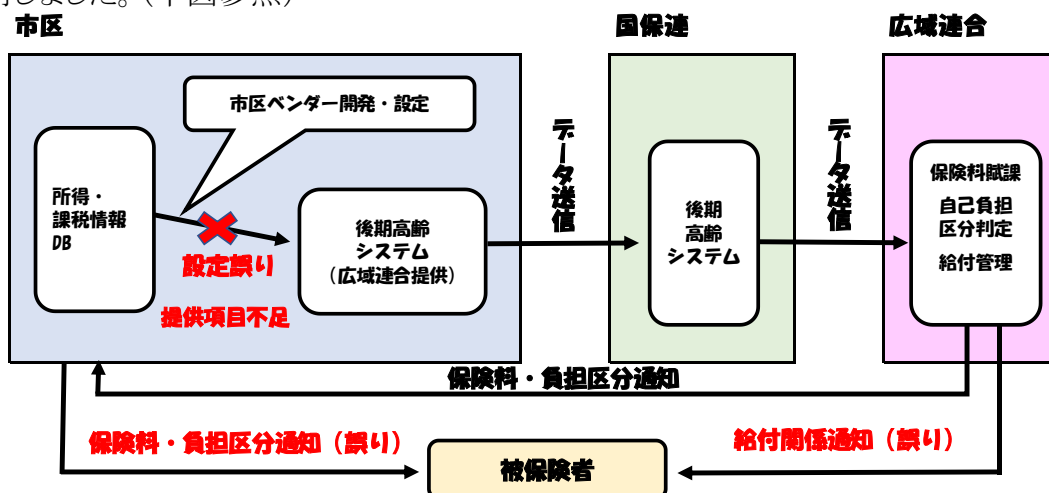
対象の被保険者及び関係者の皆様には、ご迷惑おかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

当広域連合では、今回の事態を重く受け止め、全ての市区町村に情報提供し、今後同様の事案が発生しないよう連携して再発防止に努めてまいります。

記

1 概要

令和7年度の保険料算定にあたって、該当市から「市の採用するシステムベンダーが構築した税情報を取り込むシステムの設定に誤りがあった。」との報告を受け、他のシステムを使用している都内市区町村へ情報提供、注意喚起を行ったところ、同種の設定誤り又は税情報提供項目不足が他の複数の市区においても発生しており、8市区の被保険者に影響が及んでいる状況にあることが判明しました。（下図参照）



2 被保険者に影響が生じた団体

墨田区、大田区、武蔵野市、府中市、小金井市、福生市、羽村市、西東京市

3 影響人数・金額

(1) 保険料の過大賦課(要還付)	20人	1,153,400円
(2) 保険料の過少賦課(要追加徴収)	1人	23,700円
(3) 過少給付(要追加給付)	2人	19,200円

4 還付等の対応を開始する時期

上記3(1)及び(2)は市区、(3)は当広域連合で対応します。
令和7年10月より順次行います。(一部対応済み)

5 問合せ先

保険部 資格保険料課長 丸田康隆 03-3222-4503